

越 監 公 表 第 2 号

地方自治法第199条第4項の規定により、令和3年（2021年）2月に定期監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和3年4月12日

越谷市監査委員 井 上 茂 平

越谷市監査委員 利根川 敏 彦

越谷市監査委員 武 藤 智

越谷市監査委員 島 田 玲 子

令和2年度(2020年度) 第3回 定期監査結果報告書

1 準拠基準

越谷市監査基準

2 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項）

3 監査の対象

建設部所管の財務に関する事務（主として令和2年度分）

- ・ 道路総務課
- ・ 道路建設課
- ・ 治水課
- ・ 下水道経営課
- ・ 下水道事業課
- ・ 営繕課
- ・ 維持管理課

4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が、法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを主眼に監査を実施した。

なお、重要リスク及び監査の着眼点については、監査対象に係るリスク、内部統制の状況及び過去の監査結果を踏まえ、次のとおり設定した。

重要リスク	監査の着眼点（主なもの）
1 業務の遅滞が発生するリスク	ア 納入の通知は適正に行われているか。また、納期限の設定は適切か。 イ 督促、催告及び時効中断手続は適時、かつ適正に行われているか。
2 財務データ入力誤り・改ざんが発生するリスク	ア 調定の時期及び手続は適正か。 イ 調定漏れはないか。 ウ 前年度収入未済額は確実に調定の繰越しがなされており、また、その時期は適正か。

5 監査の主な実施内容

事前に提出された資料及び関係帳票簿冊等について、証憑突合、計算突合、質問、閲覧等の手法を用いて監査を実施した。

《監査項目》

- (1) 収入事務
 - ① 調定事務
 - ② 収納事務
 - ③ 現金取扱事務
 - ④ その他の収入事務
- (2) 支出事務
 - ① 旅費の計算事務
 - ② 契約事務
 - ③ その他の支出事務
- (3) 財産管理
 - ① 物品の管理
 - ② 公有財産の管理
 - ③ 債権の管理

6 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査室、監査委員事務局及び対象部局執務室等

(2) 日程

令和2年(2020年)12月11日(金)から令和3年(2021年)2月18日(木)まで

7 監査の結果

今回、監査を実施したところ、建設部所管の財務に関する事務の執行は、おおむね適正と認められた。なお、一部に是正・改善を要する点(「指摘事項」、「指導事項」)が見受けられたため、以下に記載する。「指摘事項」については、関係法令等を再度確認するとともに、適切な措置を講じるよう要望する。また、「指導事項」については、監査の期間中に改善を要望し、適正に処理した旨の報告を受けている。

今後においても、適正で効率的かつ効果的な事務の執行に一層努力されたい。

【指摘事項】

<収入事務>

- (1) 普通財産の貸付契約において、契約書どおりに延滞金が徴収されていないものがあった。

当該普通財産の土地賃貸借契約書を確認したところ、納入期限までに貸付料が納入されない場合は、延滞金を徴収するものと規定されている。貸付料が期限内に納入されていなかったため延滞金が発生したにも関わらず、徴収の手続きを行っていなかったものである。(道路建設課)

【指導事項】

<収入事務>

(1) 調定事務

① 調定の時期に誤りがあったもの。(道路総務課)

(2) 収納事務

① 督促状の送付が行われていなかったもの。(道路総務課)

(3) その他(調定、収納、現金取扱事務以外)の収入事務

① 決裁区分に誤りがあったもの。(道路総務課)

<支出事務>

(1) 契約事務

① 決裁区分に誤りがあったもの。(維持管理課)

<財産管理>

(1) 公有財産の管理

① 決裁区分に誤りがあったもの。(道路建設課)